

松山市子ども・子育て支援法施行条例(案)の概要について

条例制定の背景

子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の本格実施が予定されており、国では、施設・事業の認可、運営基準や利用手続等に関する政省令を順次公布するなど、実施に向けた準備を進めています。

松山市でも、先の6月市議会において、幼保連携型認定こども園の認可基準等関連する条例案の議決をいただくなど、計画的に準備を進めているところであり、今回の条例(案)についても、国の政省令等の整備状況に合わせ、制度の施行に必要な規定を定めるものです。

I. 松山市子ども・子育て支援法施行条例(案)の概要

子ども・子育て支援法において、市町村が定めるものとされている、利用者負担に関する事項及び保護者や施設・事業者等が虚偽の報告等を行った場合の過料に関する事項について規定するものです。

条例で定める事項

(1) 利用者負担に関する事項

新制度において、認定こども園、保育所、幼稚園の教育・保育施設や家庭的保育等の地域型保育事業等を利用する場合の利用者負担については、市町村が定めることとされています。(子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第29条第2項第2号等)

(2) 過料に関する事項

市町村は、子どものための教育・保育給付(施設型給付費や地域型保育給付費等)に関し、保護者や施設・事業者に対して、報告や文書の提出等を求めることができるとされていますが、その際、正当な理由なく、虚偽の報告を行ったり、提出を拒んだ場合に、過料を科する規定を設けることができます。(子ども・子育て支援法第13条、第14条、第87条)

また、新制度で施設や事業を利用する場合、支給認定を受け認定証の交付を受ける必要がありますが、市町村が支給認定の変更・取り消しを行い、同認定証の提出・返還を求めたにも関わらず応じない場合も、過料を科する規定を設

けることができます。(子ども子育て支援法第87条)

条例制定の本市の考え方

(1) 利用者負担に関する事項

利用者負担の額については、利用者の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める旨を規定するとともに、減免規定を設ける予定です。

(2) 過料に関する事項

金銭給付である子どものための教育・保育給付の適正な給付を行うため、報告の徴収や支給認定の確認等を的確に行う必要があります、過料に関する規定を設定する予定です。